

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和５年度決算審査の概要 －警告決議に係る質疑と審査結果等について－
著者 / 所属	末永 竹実 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	477 号
刊行日	2025-7-25
頁	162-172
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和5年度決算審査の概要

— 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

末永 竹実

(決算委員会調査室)

1. 参議院における令和5年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
 - (1) 独立行政法人国際協力機構における入札情報の漏えい
 - (2) IT導入支援事業における補助金の不正受給
 - (3) 埼玉県八潮市における道路陥没事故
 - (4) 海上自衛隊の潜水艦乗組員に対する不正な便宜供与
3. 令和5年度決算の審査結果等
 - (1) 決算の是認
 - (2) 決算に対する各会派の賛否及び反対理由
 - (3) 警告決議
 - (4) 措置要求決議
 - (5) 会計検査院への検査要請
4. 令和5年度決算審査に基づく決議の特色
 - (1) 警告決議の特色
 - (2) 措置要求決議の特色
5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題
 - (1) 予算の執行率に係る計算方法を統一する必要性
 - (2) 補正予算の執行状況に係る情報開示の在り方

1. 参議院における令和5年度決算の審査経緯

国の令和5年度決算¹は、第216回国会（臨時会）の令和6年11月29日に、会計検査院の

¹ 令和5年度決算と共に令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書、令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書が提出され、決算外2件として一括して審査された。

令和5年度決算検査報告と共に国会に提出された。参議院では、12月20日の本会議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同日、委員会において加藤財務大臣から決算の概要説明を、田中会計検査院長（当時）から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。第217回国会（常会）の7年4月7日に石破内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、4月9日以降計6回に及ぶ省庁別審査、5月26日に加藤財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月9日には石破内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、委員会での審査を終えた。

そして、6月11日の本会議で片山さつき決算委員長から委員長報告がなされ、討論及び採決の結果、令和5年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（以下「警告決議」という。）を行うことを決定した。決算が提出された翌年又は当該年の常会会期中に議了するのは、平成24年度決算審査以降、12年連続となっている（図表1）。

本稿では、令和5年度決算審査における様々な議論²のうち、警告決議に係る質疑の概要を紹介するとともに、令和5年度決算の審査結果等をまとめることとしたい。

図表1 参議院における各年度決算の議決（平成24年度決算以降）

決算年度	国会提出日	提出された翌年又は当該年の常会	議決年月日			
			決算委員会		本会議	
H24	H25. 11. 19	第186回（H26. 1. 24～26. 6. 22）	H26. 6. 9	是認	H26. 6. 11	是認
25	26. 11. 18	第189回（27. 1. 26～27. 9. 27）	27. 6. 29	是認	27. 7. 1	是認
26	28. 1. 4	第190回（28. 1. 4～28. 6. 1）	28. 5. 23	是認	28. 5. 25	是認
27	28. 11. 18	第193回（29. 1. 20～29. 6. 18）	29. 6. 5	是認	29. 6. 7	是認
28	29. 11. 21	第196回（30. 1. 22～30. 7. 22）	30. 6. 18	是認	30. 6. 27	是認
29	30. 11. 20	第198回（31. 1. 28～R元. 6. 26）	R元. 6. 10	是認	R元. 6. 14	是認
30	R元. 11. 19	第201回（2. 1. 20～2. 6. 17）	2. 6. 15	是認	2. 6. 17	是認
R元	2. 11. 20	第204回（3. 1. 18～3. 6. 16）	3. 6. 7	是認	3. 6. 9	是認
2	3. 12. 6	第208回（4. 1. 17～4. 6. 15）	4. 6. 13	是認	4. 6. 15	是認
3	4. 11. 18	第211回（5. 1. 23～5. 6. 21）	5. 6. 12	是認	5. 6. 14	是認
4	5. 11. 20	第213回（6. 1. 26～6. 6. 23）	6. 6. 10	是認	6. 6. 12	是認
5	6. 11. 29	第217回（7. 1. 24～7. 6. 22）	7. 6. 9	是認	7. 6. 11	是認

（出所）筆者作成

2. 警告決議に係る質疑の概要

（1）独立行政法人国際協力機構における入札情報の漏えい

フィリピンに対する政府開発援助（ODA）である首都圏鉄道3号線改修事業において、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の職員が、調達手続に関する秘密

² 決算審査に当たっては、第40回国会参議院決算委員会（昭和37年5月5日）において、「国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行う」との方針が決定された。これに基づき、審査対象年度の決算についてだけでなく、決算に係る事項で現年度中の予算執行に問題があるものなどについても随時議論に取り上げ、必要があれば警告を発するなどしている。

情報を入札前の段階で複数回にわたって国内の特定企業に漏えいしていたことが明らかとなった。

委員会では、日本のODA全体に対する不信を招きかねない本事案における責任の所在、JICAと漏えい先企業との関係性や情報漏えいに係る組織的な関与の有無に関する調査を行う必要性等についてただされた。岩屋外務大臣は、「今般の事案を受けて、JICAが設置した検証委員会を通じて、JICAと関係企業との実態や組織的関与の有無を含む事実関係の再検証及び更なる再発防止策の検討を行っている。外務省としては、今後、検証委員会による報告を踏まえて、本事案の再発防止にとどまらず、国民の信頼に基づくODAの実施のためにJICAの組織全体の不断の改革に取り組んでいく」旨答弁した³。

（２）IT導入支援事業における補助金の不正受給

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が実施したIT導入支援事業において、補助金を受給した中小企業者等が悪質なIT導入支援事業者等からの働きかけを契機に資金の還流を受けるなどの不正を行っていたこと、経済産業省及び中小企業庁が適切な指導を行っていなかったことにより、会計検査院に指摘されるまで機構等による立入調査が一度も実施されていなかったことが明らかとなった。

本会議において、今般の事態の発生原因、会計検査院の指摘に対する取組状況、不正の全容解明及び再発防止に向けた取組方針についてただされた。武藤経済産業大臣は、「会計検査院からの指摘を受けて、本事業を執行する機構及び事務局に対して指導を行い、不正受給が認められた補助事業に対して補助金を返還させるなど厳正に対処している。また、全容解明のために同様の不正受給が行われていないか調査を行っており、不正受給が発覚した場合には厳正に対処する。加えて、機構等に対して、IT導入支援事業者やITツールの審査の厳格化、立入調査の強化等の必要な再発防止策を確実に履行するよう指導・助言をしていく」旨答弁した⁴。

（３）埼玉県八潮市における道路陥没事故

令和7年1月、埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が起き、トラック1台が巻き込まれ運転手が亡くなるとともに、約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど甚大な影響が生じた。

委員会では、下水道メンテナンス支援強化に取り組んできた中で今般の重大事故を防げなかったことに対する受け止め、実効性のある再発防止策を講じるため国が率先して地方公共団体の負担軽減や人材確保に努める必要性等についてただされた。中野国土交通大臣は、「インフラメンテナンスの強化に取り組んできた中でこのような重大事故が起きたということを大変重く受け止めている。上下水道DXカタログの公表などにより地方公共団体へのDX技術の導入を促しており、今後3年程度でDX技術を標準実装できるよう技術的・財政的に支援をしていく。就職活動を控えた大学生等を対象に下水道事業等の魅力を

³ 第217回国会参議院決算委員会会議録第1号（令7.4.7）

⁴ 第216回国会参議院本会議録第7号4、6～8頁（令6.12.20）

産官学連携して紹介していくなど人材確保に向けて取り組んでいきたい」旨答弁した⁵。

（４）海上自衛隊の潜水艦乗組員に対する不正な便宜供与

海上自衛隊が保有する潜水艦の修理契約において、契約先の川崎重工業株式会社が遅くとも昭和60年頃から出入業者との間で架空取引を行っていたこと、当該架空取引によって作出した裏金を原資に同社から潜水艦乗組員に対し飲食代金の負担や私的物品の提供といった便宜供与が行われていたことが明らかとなった。

委員会では、今般の事態に対する受け止め、関係者の処分状況や法令遵守の徹底等の再発防止策の取組状況、同社が不当に得ていた利益の返納状況等についてただされた。中谷防衛大臣は、「防衛力の抜本的な強化を進める中で、国民の疑惑や不信を招く、あってはならない行為であり、非常に深刻に受け止めている。関係者の処分については、自衛隊員倫理法等の違反に当たるかを含め現在調査中であり、判明した事実に基づき厳正に対処した上で再発防止策を講じていく。架空取引に係る調査の中で、修理契約における潜在的な超過利益の存在が確認されたことから、防衛省として、同社との間で超過利益となった額等の算定を適切に実施し返納を求めることとした」旨答弁した⁶。

３．令和５年度決算の審査結果等

（１）決算の是認

令和５年度決算は、令和７年６月９日の委員会での採決の結果、多数をもって是認すべきものとし、全会一致をもって内閣に対して警告すべきものと議決された。また同日、令和５年度決算審査措置要求決議が全会一致をもって議決されたほか、国会法第105条の規定⁷に基づき会計検査院に対し検査要請を行った。６月11日の本会議においては、令和５年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は多数をもって議決された⁸。

（２）決算に対する各会派の賛否及び反対理由

令和５年度決算の委員会採決において、自由民主党及び公明党は決算の是認に賛成、立憲民主・社民・無所属、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた反対の理由は、おおむね次のとおりである⁹。

立憲民主・社民・無所属は、令和５年度一般会計歳出決算において翌年度繰越額が11兆円、不用額が6.8兆円に上り、いまだコロナ禍前の水準に戻っておらず、財政運営の平時化に向けた取組が進んでいないこと、過去に会計検査院から指摘を受けた事態に対して実効

⁵ 第217回国会参議院決算委員会会議録第7号（令7.5.19）

⁶ 第217回国会参議院決算委員会会議録第6号（令7.5.14）

⁷ 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

⁸ 警告決議は委員会及び本会議のいずれにおいても全会一致で議決されることが通例であるが、今回は決算委員の割当がない会派の「れいわ新選組」所属議員５名のうち４名（１名は欠席）が本会議において反対した。

⁹ 第217回国会参議院決算委員会会議録第9号（令7.6.9）

性のある再発防止策が講じられていないため、令和5年度決算検査報告においても循環型社会形成推進交付金が過大交付されていた事態や高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等が適切に実施されていなかった事態など、再三にわたり同様の指摘を受けているものが複数あったこと、建設後50年を経過する公共インフラの割合が加速度的に高くなる中で、老朽化対策が不十分であることを挙げた。

日本維新の会は、金利上昇により国債の利払費が増加し財政の柔軟性が失われつつある中で、膨張し続ける医療費の削減への有効な対処ができていないこと、予見困難な事態に備えるために予算の事前議決の原則の例外として設けられている予備費の巨額計上が近年常態化し、国会の予算審議が軽視されていること、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において不正受給が発生したにもかかわらず、内閣府及び総務省が返還額等の実態を把握していないことが令和5年度決算検査報告で指摘されており、都道府県との連携を含めた政策の管理体制に問題があることを挙げた。

国民民主党・新緑風会は、自由民主党のいわゆる裏金問題がいまだ全容解明に至っていないこと、令和5年度の実質賃金は前年度比▲2.2%で9年ぶりに2%を超える低下となり、このような状況を招いた決算には賛成できないこと、5年度予算で打ち出した「異次元の少子化対策」の成果が現れておらず、少子化に歯止めがかかっていないこと、中小規模事業者等からも多くの反対があったインボイス制度を5年10月から導入したこと、岸田内閣総理大臣（当時）がガソリン価格に係るトリガー条項凍結解除の検討を明言したことを受けて5年度補正予算に賛成したにもかかわらず解除が実現されなかったこと、政府出資比率が高い官民ファンドの累積赤字が巨額であり、今後の損失解消の見通しや損失に対する責任が不明確であること、令和5年度決算検査報告における指摘件数が多数で指摘金額も巨額であることを挙げた。

日本共産党は、5年度予算に巨額の軍事費を計上して戦争する国づくりを進め、社会保障や中小企業など国民経済を守る予算を圧縮する一方、深刻化する物価高騰に無策を続け、消費税減税に背を向けた上に、インボイス導入、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を強行し、暮らしと国民経済に重大な困難をもたらしたこと、大企業や富裕層優遇税制を続け、原子力発電の最大活用と石炭火力発電推進、特定半導体企業支援など、大企業や富裕層の目先の利益を優先した政治が行き詰まっていることを挙げた。

（３）警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。令和5年度決算自体は多数をもって是認され、警告決議は、委員会は全会一致、本会議は多数をもって議決された。令和5年度決算審査における議論を踏まえて議決した警告決議の項目は、図表2のとおりである¹⁰。この警告決議に対し、石破内閣総理大臣は、

¹⁰ 決議本文は参議院ホームページ「令和五年度決算 議決」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/k010_061101.pdf〉を参照。（以下、URLの最終アクセス日はいずれも令和7年7月2日である。）

令和7年6月11日の本会議において、「政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところであるが、今般指摘を受けた4項目については、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えている。決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることのないよう改善、指導していく」旨の所信を述べた¹¹。

図表2 警告決議の項目

1. 独立行政法人国際協力機構における入札情報の漏えいについて
2. IT導入支援事業における補助金の不正受給について
3. 埼玉県八潮市における道路陥没事故について
4. 海上自衛隊の潜水艦乗組員に対する不正な便宜供与について

(出所) 筆者作成

(4) 措置要求決議

措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に、委員会として改善を求めるものである。措置要求決議は、初めて議決した平成15年度決算審査以降、全ての会派の合意に基づいて議決されてきており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。令和7年6月9日の委員会において、令和5年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図表3のとおりである¹²。

¹¹ 第217回国会参議院本会議録第26号（令7.6.11）

¹² 決議本文は参議院ホームページ「令和5年度決算審査措置要求決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/k028_060901.pdf〉を参照。

図表3 措置要求決議の項目

1. 農林水産省共通申請サービスの不適切な制度設計について
2. 福島再生加速化交付金により設置造成された基金の有効活用について
3. スマートシティ推進事業によるサービスの低調な利用実態について
4. 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について
5. 補正予算の執行状況の公表について
6. 事業の委託契約等における透明性の確保について
7. 高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等の実施状況について
8. 循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について
9. 防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について
10. 防衛省の定める設計要領等の不備について

（出所）筆者作成

（５）会計検査院への検査要請

決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して検査要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、委員会では、令和5年度決算審査を踏まえ、令和7年6月9日、会計検査院に対し、1項目の検査要請を行うことを決定した¹³（図表4）。

図表4 会計検査院への検査要請の項目

- ・就職氷河期世代支援施策の実施状況等について

（出所）筆者作成

なお、決算審査の過程においては、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等の実施状況等、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化、防衛装備移転円滑化基金の執行状況等について、それぞれ検査要請の提案があったが、与野党の合意に至らず、検査要請は行われなかった。

4. 令和5年度決算審査に基づく決議の特色

令和5年度決算審査では、4項目の警告決議及び10項目の措置要求決議が議決された。以下、警告決議及び措置要求決議それぞれの特色を紹介したい。

（１）警告決議の特色

警告決議においては、会計経理等の不正に係る決議が4項目中3項目を占めていること

¹³ 検査の対象及び内容については会計検査院ホームページ<<https://www.jbaudit.go.jp/report/demand/r070610.html>>を参照。

が挙げられる。「独立行政法人国際協力機構における入札情報の漏えいについて」は、JICA職員による入札情報の漏えいが日本のODA全体への不信を招きかねないとして、検証委員会による徹底的な調査の実施とともに、JICAの組織改革及び外務省の指導監督による再発防止を求めるものである。「IT導入支援事業における補助金の不正受給について」は、不適切な事後対応により大規模な不正を許す事態となったことから、機構等に対する審査の厳格化及び立入調査の強化について確実に履行されるよう指導の徹底を求めるものである。「海上自衛隊の潜水艦乗組員に対する不正な便宜供与について」は、防衛費増額に伴い新たな国民負担を求めようとしている中で自衛隊員が自らの懐を肥やす不正を行っていたことは到底許されるものではなく、速やかな全貌の解明とともに、関係者に対する厳正な処分を求めるものである。

残りの「埼玉県八潮市における道路陥没事故について」は、会計経理等に関するものではないが、社会的な関心が高く国会として意見を表示しておくべき事象として警告を発したものである。政府がインフラメンテナンスの強化に取り組んできた中で重大事故が発生したことを踏まえ、下水道事業を担う地方公共団体に対する技術的・財政的支援とともに、産官学連携による人材確保の強化に取り組むことを求めている。

（２）措置要求決議の特色

措置要求決議においては、会計検査院から過去に同様の指摘があったにもかかわらず、令和５年度決算検査報告において再び指摘が繰り返された事案に対して実効性のある再発防止等を求めたことが挙げられる。「効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について」は、ガーナの保健センター建設計画においてスタッフ宿舎等は完成したが、肝腎の保健センターが未完成であった事態などが明らかとなっており、効果が発現していないODA事業について会計検査院からの指摘や決算委員会の決議が繰り返されていることを真摯に受け止め、在外公館等における相手国との緊密な意思疎通や事業の進捗を適切に把握することを求めるものである。「循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について」は、交付対象外の費用を事業費に含めるなどして過大に交付されていた事態であり、同交付金については会計検査院から再三にわたり指摘を受けていることから、完了した事業も含めて類似の事態の有無を調査するとともに、ミスの根絶のための電子的なフォーマットの活用等を求めるものである。さらに「防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について」は、海上自衛隊の潜水艦に搭載されている鉛主蓄電池の充電に係る契約において、適切な契約変更を行わず過大な支払を行っていた事態であり、会計検査院から再三にわたり防衛省の契約における過大な支払について類似の指摘を受けていることから、省内の会計監査等の結果を踏まえ、確認体制の整備や支払要領の見直しなどを行うことを求めるものである。政府には、会計検査院からの指摘を真摯に受け止めるとともに、個別事案それぞれに対する形だけの再発防止策ではなく、根本的な改善を図るための実効性のある再発防止策を徹底することが求められる。

5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

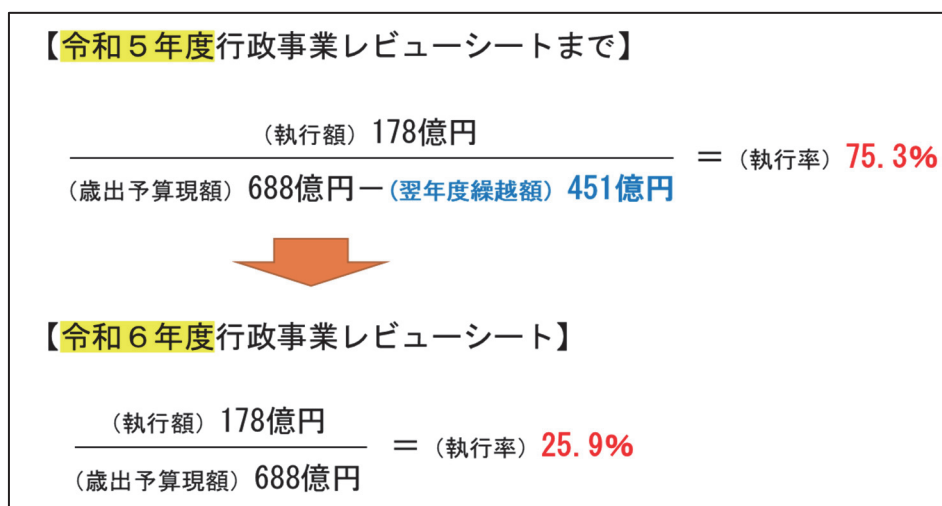
決算審査の意義は、国の予算執行の効果を検証し、その結果を後年度の予算編成及び執行に反映することによって、より一層適正な財政運営の実現を目指すところにある。決算審査が的確かつ円滑に行われるためには、政府が予算の執行状況について容易に検証できるよう情報開示することが求められる。この観点から、令和5年度決算審査での議論を踏まえ、決算審査の更なる充実に向けた今後の課題を指摘したい。

(1) 予算の執行率に係る計算方法を統一する必要性

国の予算執行の効果を検証するための指標として重要なのが、「執行率」である。単に執行率が高ければ良いというものではないが、執行率の低さを端緒に事業の必要性や予算額の適正性について議論を深めることが可能となる。この点、4月9日の決算委員会では、令和6年度行政事業レビューシートに基づき、環境省所管の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の執行率が25.9%と低調となっている要因がただされたのに対し、同省が「行政事業レビューにおける執行率は25.9%であるが、繰り越して執行する事業を考慮すると約75%となる」旨答弁したため、議論の前提がかみ合わず混乱を来す事態が発生した¹⁴。

この原因は、6年度行政事業レビューシートから執行率の計算方法が変更されたことにあると思われる。すなわち、図表5のとおり、5年度までは分母において歳出予算現額¹⁵から翌年度繰越額を差し引いて執行率を計算することとしていたが、6年度では翌年度繰越額を差し引くことをやめたため、執行率が低くなったのである。したがって、行政事業レビューにおける計算方法は変わったものの、それ以外で従来の計算方法が使われなくなったわけではないため、上記のような答弁が行われたものと推察される。

図表5 行政事業レビューシートにおける執行率の計算方法の変更



(注) 図表中の執行率は行政事業レビューシートに基づき千円単位で計算しているため、億円単位で計算した執行率と乖離が生じることがある。

(出所) 筆者作成

¹⁴ 第217回国会参議院決算委員会会議録第2号(令7.4.9)

¹⁵ 歳出予算額(当初予算額、補正予算額等の合計)に前年度繰越額、予備費使用額等を加減した額

しかし、従来の計算方法を用いると、極端な例として、仮に5年度歳出予算現額100億円の事業において、5年度に1億円だけ執行して残りの99億円を6年度に繰り越した場合、5年度の執行率は「100%」となるが、果たしてこれで執行実績を適切に現していると言えるのだろうか。また、同省は「繰り越して執行する事業を考慮する」と答弁しているが、実際には繰り越した予算が翌年度でも執行されず不用となる例は往々にして見られることから、翌年度において全額が執行されるかどうか分からない段階で、それを考慮した執行率を算出することは適切ではない。結局、複数の計算方法による執行率を用いて答弁し、決算審査に混乱を来したことについては、4月21日の決算委員会の冒頭で小林環境副大臣から陳謝がなされるという異例の事態となった¹⁶。

政府は、令和6年12月、執行率の計算方法に係る質問主意書に対する答弁書¹⁷において、「統一的な計算方法は定めておらず、資料の目的等に応じて計算方法を使い分けているが、特段問題は生じていない」旨説明していた。一方で、今般、計算方法の「使い分け」によって国会の決算審査に混乱を来すという問題が生じたことも事実である。このことを重く受け止め、行政事業レビューに限らず、政府全体で執行率の統一的な計算方法を明確に定めるべきと考える。

（２）補正予算の執行状況に係る情報開示の在り方

令和5年度決算検査報告では、4年度補正予算に計上された同年度経済対策に係る1,218事業のうち6府省¹⁸の158事業について、実務上の取扱いを確認したところ、138事業は事業を単位とした予算種別（当初予算額、歳出追加額）ごとの執行管理を行っていたため、補正予算による追加額を特定して執行状況を把握することができるようになっていたことが明らかとなった。これまで政府は、「追加的な事務負担が生じるなど実務上の課題があり、予算執行の効率性を損ないかねないため、慎重に検討すべきである」旨答弁する¹⁹など区分管理に難色を示しており、これらの答弁と検査報告で明らかとなった実態とにそごが生じている。そのような中、今般の決算審査において、補正予算による追加額を特定して執行状況を公表する必要性について問われた加藤財務大臣は、「補正予算全体について繰越額や執行残額を示すことは実務上の課題があるが、今回の会計検査院の指摘や予備費について支出済額や繰越額を把握した対応²⁰を踏まえ、各省庁の業務負担や適切な抽出範囲を考慮しつつ、国民に分かりやすく情報を提供していくことは必要であり、規模の大きな事業などについて補正予算の執行状況を公表する方向で各省庁と議論を進めていきたいと考えている」旨答弁した²¹。

このような議論を踏まえ、決算委員会は「財政法の趣旨との整合性や事業効果の検証に

¹⁶ 第217回国会参議院決算委員会会議録第4号（令7.4.21）

¹⁷ 各省庁事業の執行率に関する質問に対する答弁書（内閣衆質216第86号、令6.12.27）

¹⁸ 内閣府本府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

¹⁹ 第208回国会参議院決算委員会会議録第9号21頁（令4.6.13）の鈴木財務大臣（当時）答弁

²⁰ 参議院決算委員会が令和4年6月に議決した措置要求決議を踏まえ、政府は新型コロナウイルス感染症対策予備費等の特定使途予備費について、令和3年度分以降の予備費使用相当額の執行状況を公表している。

²¹ 第217回国会参議院決算委員会会議録第3号（令7.4.14）

資するべく、補正予算による追加額に係る執行状況を公表し、国民への説明責任を果たすべきである」とする措置要求決議を議決した（図表３の「５．補正予算の執行状況の公表について」）。我が国の財政状況が厳しさを増す中、とりわけコロナ禍以降、巨額の補正予算の計上が常態化していることから、決算審査において、その緊要性や必要性を徹底的に検証するためにも補正予算の執行状況に係る情報開示は不可欠である。したがって、今般の決算委員会の決議を受け、今後政府においてどのような対応が取られるのか引き続き注視する必要がある。

（すえなが たけみ）